

令和元年第5回荒尾市農業委員会議事録

開催日時 令和元年5月10日（金） 13時30分開会

開催場所 荒尾市役所第51号会議室

出席委員 13人

古城 義郎（会長）  
内田 浩明（副会長）  
畑田 香織  
徳山 孝介  
成徳 親幸  
中尾 純一  
濱崎 仁道  
山川 英昭  
福田 榮一  
前田 真也  
濱田 陽子  
齊藤 健  
上田 清史

欠席委員 1人

農業委員会事務局出席者

局長 米田 靖彦  
次長 藤井 浩一  
書記 田中 雅之  
書記 中山 敬二

## 議事日程

- 第1 議事録署名委員・会議書記の指名
- 第2 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）  
議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借権設定）  
議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）  
報告第12号 農地法第3条の3第1項の届けについて
- 第3 その他

議長（会長） それではただ今より令和元年第5回の総会を開催いたします。本日は14名中13名出席ですので、総会は成立しています。本日は議題4件、報告1件となっております。それでは審議に入りたいと思います。

議長 議案第26号 農地法第3条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請について、説明をお願いします。

事務局次長 議案第26号 農地法第3条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請についてです。

6件です。

受付番号1

（譲渡人）上井手の個人

（譲受人）平山の個人

（土地の所在地）上井手の畑、面積441㎡、現況畑 外1筆 合計486㎡

（譲渡理由）労力不足

（譲受理由）経営拡張

現地の状況ですが、現在は耕作されていない保全状態の農地です。特に問題は無いと思います。以上です。

受付番号2～4の案件については同じ農地ですが、3人の共有者が別々に申請書を提出されております。譲受人は同じ方ですので、まとめて説明したいと思います。

受付番号2～4

（譲渡人）東京都西東京市の個人 外2名

（譲受人）平山の個人

（土地の所在地）上井手の畑、面積228㎡、現況畑

（譲渡理由）労力不足

（譲受理由）経営拡張

現地の状況ですが、耕作されていない保全状態の農地です。特に問題は無いと思います。以上受付番号2～4について説明いたしました。

#### 受付番号5

(譲渡人) 福岡県嘉穂郡庄内町の個人  
(譲受人) 高浜の個人  
(土地の所在地) 高浜の畑、面積 774 m<sup>2</sup>、現況畑  
(譲渡理由) 贈与  
(譲受理由) 経営拡張

現地の状況ですが、野菜類が栽培されている農地です。近くには、ほ場整備された農地があります。特に問題は無いと思います。以上です。

#### 受付番号6

(譲渡人) 山口県防府市の個人  
(譲受人) 万田の個人  
(土地の所在地) 万田の畑、面積 874 m<sup>2</sup>、現況畑  
(譲渡理由) その他  
(譲受理由) 経営拡張

現地の状況ですが、野菜類が栽培されている農地です。特に問題は無いと思います。以上です。

以上、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

**農地法第3条の 所有権移転 許可申請については以上です。**

**議長** ありがとうございました。受付番号1～4を続けて説明していただきたいと思います。担当委員、説明をお願いします。

**委員** 受付番号1～4についてですが、いずれも問題無いと思います。かなり高齢の方ですが、頑張って野菜を作っていただきたいです。以上です。

**議長** ありがとうございました。この件につきまして御意見、御質問はありま

せんか？よろしいでしょうか？

—（「はい」の声あり）—

**議長** ありがとうございます。続きまして、受付番号5について、担当委員、説明をお願いします。

**委員** 5番についてですが、当事者は姪と叔父の関係です。姪は福岡県に住んでいて管理することが難しいので、叔父に管理をお願いしたいということです。畑には作物が作ってあります。問題無いと思います。以上です。

**議長** ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか？よろしいでしょうか？

—（「はい」の声あり）—

**議長** ありがとうございます。続きまして、受付番号6について、担当委員、説明をお願いします。

**委員** 6番についてですが、問題無いと思います。農地は道がないようなところですが、しっかり作物を作っていただきたいと思います。以上です。

**議長** ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか？よろしいでしょうか？

—（「はい」の声あり）—

それでは許可申請を受け付けたいと思います。では続きまして**議案第27号 農地法第3条の規定による農地等の「賃貸借権設定」許可申請**について、説明をお願いします。

**事務局次長** 3ページ、**議案第27号 農地法第3条の規定による農地等の「使用貸借権設定」許可申請**についてです。

2件です。

## 受付番号 1

(貸出人) 高浜の個人

(借受人) 高浜の個人

(土地の所在地) 高浜の畑、面積 1558 m<sup>2</sup>、現況畑

(契約期間) 令和元年 6 月 1 日から令和 4 年 3 月 25 日

(貸出理由) 労力不足

(借受理由) 経営拡張

現地の状況ですが、野菜類を栽培されている農地です。特に問題ありません。以上です。

## 受付番号 2

(貸出人) 万田の個人

(借受人) 万田の個人

(土地の所在地) 万田の畑、面積 486 m<sup>2</sup>、現況畑 外 1 筆 合計 1,100 m<sup>2</sup>

(契約期間) 令和元年 6 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日

(貸出理由) 労力不足

(借受理由) 経営拡張

現地の状況ですが、1 筆はミカンが数本植えてあります。もう 2 筆は野菜が植えてあります。特に問題はあります。以上です。

審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

**農地法第 3 条の 賃貸借権設定 許可申請については以上です。**

**議長** ありがとうございます。それでは担当委員、説明をお願いします。

**委員** 1 番についてですが、貸し手と借り手は甥と叔父の関係です。甥の方が叔父の方に作ってほしいということです。問題無いと思います。以上です。

**議長** ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか？

— ( 「はい」 の声あり ) —

**議長** ありがとうございます。続きまして、受付番号2について、担当委員、説明をお願いします。

**委員** 2番についてですが、きちんと作っておられるところです。問題無いと思います。以上です。

**議長** ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか？

— ( 「はい」 の声あり ) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。では続きまして**議案第28号農地法第4条の規定による農地等の「転用申請」許可申請**について、説明をお願いします。

**事務局次長** **議案第28号 農地法第4条の規定による農地等の「転用申請」許可申請**についてです。

1件です。

受付番号1

(申請人) 宮内の個人

(土地の所在地) 宮内の畑、面積213㎡、現況畑 外1筆 合計346㎡

(転用目的) 貸駐車場、第3種農地、用途地域内の農地

現地の状況ですが、付近には水路が通っており、野菜等を栽培されている農地です。事業計画書をご覧ください。普通乗用車9台、軽乗用車4台の駐車場の予定です。給水はなく、排水は雨水のみで自然浸透させます。周りの営農には影響がありません。

以上、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

**農地法第4条 転用申請 許可申請については以上です。**

**議長** ありがとうございます。それでは担当委員は説明をお願いします。

**委員** 現地を見てきましたが、建物を建てるわけではありませんし、貸駐車場とういことで、問題無いと思います。

**議長** ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか？よろしいでしょうか？

— ( 「はい」 の声あり ) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。では続きまして**議案第29号 農地法第5条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請**について、説明をお願いします。

**事務局次長 議案第29号 農地法第5条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請**についてです。

5件です。

受付番号1

(譲渡人) 平山の個人

(譲受人) 大島の建設業の法人

(土地の所在地) 平山の田、面積 2,916 m<sup>2</sup>、現況田

(転用目的) 資材置場、第2種農地

現地の状況ですが、耕作されていない保全状況の農地です。事業計画書をご覧ください。土木建築の資材、重機等の置場となる計画です。給排水については、給水はなし、排水は雨水のみとなります。申請地の隣に水路がありますが、近隣農地への影響はなしとなっております。以上です。

受付番号2

(譲渡人) 熊本市中央区の個人

(譲受人) 日の出町の個人

(土地の所在地) 蔵満の畑、面積 146 m<sup>2</sup>、現況畑、外 2 筆、合計 485 m<sup>2</sup>

(転用目的) 一般住宅、第 3 種農地、用途地域内の農地

現地の状況ですが、集落に隣接する耕作されていない保全状況の農地です。事業計画をご覧ください。給水については、上水道を利用、雨水は道路側溝に流す計画で、近隣の農地への影響はありません。以上です。

#### 受付番号 3

(譲渡人) 川登の個人

(譲受人) 桜山町の個人

(土地の所在地) 川登の畑、面積 313 m<sup>2</sup>、現況畑

(転用目的) 一般住宅、第 1 種農地、集落接続

現地の状況ですが、申請地は耕作されていない保全状況の農地です。事業計画をご覧ください。個人用住宅で転用面積 313 m<sup>2</sup>に対し、109.5 m<sup>2</sup>の住宅です。駐車場は 4 台分で 60 m<sup>2</sup>です。給水は上水道を利用し、生活雑排水は合併浄化槽で処理、雨水は簡易雨水浸透枡を用いて処理します。近隣農地への影響はありません。以上です。

#### 受付番号 4

(譲渡人) 川登の個人

(譲受人) 増永の個人

(土地の所在地) 川登の畑、面積 464 m<sup>2</sup>、現況畑

(転用目的) 一般住宅、第 1 種農地、集落接続

現地の状況ですが、申請地は集落に隣接しており、梅などが植えられた農地です。事業計画をご覧ください。個人用住宅で、転用面積 464 m<sup>2</sup>に対し、住宅 105.15 m<sup>2</sup>、駐車場 36 m<sup>2</sup>、庭、通路 232.85 m<sup>2</sup>、法面 90 m<sup>2</sup>です。給水は上水道を利用し、生活雑排水は合併浄化槽で処理、雨水は浸透枡を用いて処理します。近隣農地への影響はありません。以上です。

#### 受付番号 5

(譲渡人) 高浜の個人

(譲受人) 玉名市の個人

(土地の所在地) 高浜の畑、面積 1,376 m<sup>2</sup>、現況畑

(転用目的) 太陽光発電施設、第2種農地

現地の状況ですが、申請地は、道より高台になっており、耕作されていない保全された農地です。事業計画書をご覧ください。太陽光発電施設で、給水はなく、排水は雨水のみです。こちらの農地は、ほ場整備地区の付近ですが、申請地は高台となっているため、農地のつながりが切断されていると判断し第2種農地としておりますが、最終的な判断は県が行うこととなりますが、慎重な審議が必要だと考えます。以上です。

以上、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

**農地法第5条の「所有権移転」許可申請については以上です。**

**議長** ありがとうございます。では、それぞれにつきまして説明をお願いします。まず受付番号1について担当委員は説明をお願いします。

**委員** 1番ですが、前回の会議の時にお話ししました平山の農地を資材置場に転用する案件です。資材置場を作るにあたり、隣に水路があるので、同意書をいただくために、申請者が水路の関係者の方々を尋ねられたのですが、同意書という形では取得できませんでした。法的には同意書が必要というわけではありませんが、水路の関係者の皆様を集めていただき資材置場を作ることに、責任の取り方について説明をしていただければ、事業が進むと思います。そのようなことで、この案件については保留していただきたいです。以上です。

**議長** ありがとうございます。ただいま担当委員より保留にしていたきたいと説明がありましたが、関係者に同意していただければ良いということでしょうか。

**委員** 事業計画的には問題はないのですが、水路関係者の方々に説明をしていただく必要があると思います。

**議長** ありがとうございます。みなさんご質問、御意見ありますか。

**委員** 地権者の方はかなり多いのではないのでしょうか。

委員 10数名と伺っております。

議長 農業委員会の対応としては、保留して、申請者にその旨を伝えるということでもよろしいですか。同意書のいう形ではいらないにしても、これから事業を行う上で円滑に進めていくために、資材置場を作るにあたり周りより反対されてトラブルになるといけないので、責任を取ることを約束してほしいということですね。事務局より申請者にこの旨を説明していただき、同意が取れ次第審議をやり直すということでもよろしいですか。

— ( 「はい」 の声あり ) —

議長 続きまして受付番号2について、担当委員は説明をお願いします。

委員 2番ですが、集落内に介在する農地で、周りに家が建っていますし、問題無いと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか？よろしいでしょうか？

— ( 「はい」 の声あり ) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして受付番号3について、担当委員は説明をお願いします。

委員 3番ですが、現地は何も作っていない状況です。周りには住宅が建っており、問題無いと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか？よろしいでしょうか？

— ( 「はい」 の声あり ) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして受付番号4について、担当委員は説明をお願いします。

委員 4番ですが、今後道路ができる場所沿いにある農地で、隣には住宅が数件あります。周りの農地への影響もないと思います。問題と思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか？よろしいでしょうか？

委員 1種の特例の集落接続となっておりますが、どのように接続しているのか説明してください。

事務局次長 申請地は、道と道の間となります。最近北側に1軒家が建ちました。配布のゼンリン地図には表示されておられません。西側にも数軒あります。また、付近にはほ場整備地区があるため1種農地となっております。

議長 この説明でよろしいですか？

委員 はい。資料は最新版を使うようにお願いします。

議長 一番肝心の隣の家があるか否かが大事だと思います。

事務局次長 次からは最新版を使うようにします。

議長 ありがとうございます。この件につきまして他に御意見、御質問はありますか？よろしいでしょうか？

— ( 「はい」 の声あり ) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして受付番号5について、担当委員は説明をお願いします。

委員 5番ですが、行政書士に立ち会っていただきました。申請地は、ほ場整備地区の付近の農地で、周りは住宅が並んでいるので、住宅としては良いとは思いますが、太陽光発電施設だと慎重に検討する必要があると思います。道から2mくらい高台になっており、特例の2m以上というのを満たしていると思います。

議長 高さが2mというのは、ほ場整備地区より2m高いということなのですか。

委員 ほ場整備地区からは、10mくらい高くなっています。

委員 ほ場整備地区の近くで、県が1種と判断した場合には、太陽光発電施設では許可が下りないということになります。

議長 農地のつながりが分断されているということであれば、2種農地と判断できますが。また、周りの耕作に影響がある土地でしょうか。

事務局次長 隣には山林があり、道からも2mくらい高いです。耕作に影響はほとんどないと思います。

議長 私は2種と見ていいと考えますが、皆さんはどう思われますか。

委員 以前、この付近で太陽光発電施設の転用許可が出ているので、この農地も2種ではないでしょうか。

議長 ありがとうございます。この農地については2種農地ということよろしいでしょうか？

— ( 「はい」 の声あり ) —

議長 この件につきまして他に御意見、御質問はありませんか？よろしいでしょうか？

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。では議案第29号を終了したいと思います。では続きまして報告事項に移りたいと思います。報告事項ですので、続けてお願いしたいと思います。

報告第12号について報告が行われた。

○第12号 農地法第3条の3項第1号の届けについて 1件

議長 ありがとうございます。審議はありませんが、御意見質問受け付けます。何かございませんか？

— ( 「なし」 の声あり ) —

では本日本日予定していました議案は全て終了しました。事務局から何かありませ

んか？

事務局：以下の事務連絡を行う。

- 農地利用状況調査について
- 農地意向カードについて
- 国保から委員推薦依頼
- 農の雇用事業について

**議長** 以上で、予定していました議案、報告事項はすべて終わりましたが、他に何かございませんか？

—（ 「なし」 の声あり ） —

**議長** それでは、これをもちまして令和元年第5回定例会を終わります。

閉会：15時00分